

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(岩手県県税条例の一部改正)

第1条 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除) 第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免除する。 (1) 社会福祉法第2条第2項第1号から第6号までに掲げる事業(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第62条の規定による改正前の社会福祉法第2条第2項第4号又は第5号に掲げる事業に相当する事業を含む。)を経営する社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの (2)~(6) [略] 2 [略]	(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除) 第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免除する。 (1) 社会福祉法第2条第2項第1号から第6号までに掲げる事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)附則第62条の規定による改正前の社会福祉法第2条第2項第4号又は第5号に掲げる事業に相当する事業を含む。)を経営する社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの (2)~(6) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年岩手県条例第35号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(介護補償)	(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) [略]

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) [略]

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) [略]

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) [略]

2

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) [略]

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) [略]

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号

<p>において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) [略]</p>	<p>において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(療育センター条例の一部改正)

第3条 療育センター条例(昭和51年岩手県条例第57号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
<p>1 (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第32条に規定する補装具製作施設及び<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター(以下「センター」という。)を次のとおり設置する。</p> <div data-bbox="203 914 1106 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">[略]</div> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 センターにおいて行う診療若しくは診断書等の交付(以下「診療等」という。)、児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援(以下「障害児指定通所支援」という。)、同法第24条の2第1項の指定入所支援(以下「障害児指定入所支援」という。)、<u>障害者自立支援法</u>第29条第1項の指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)又は<u>同法</u>第77条第1項若しくは第3項の規定による事業により提供されるサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用に係る料金(知事がセンターの管理を行う場合にあつては、使用料又は手数料。以下「利用料金」という。)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第32条に規定する補装具製作施設及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター(以下「センター」という。)を次のとおり設置する。</p> <div data-bbox="1189 914 2092 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">[略]</div> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 センターにおいて行う診療若しくは診断書等の交付(以下「診療等」という。)、児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援(以下「障害児指定通所支援」という。)、同法第24条の2第1項の指定入所支援(以下「障害児指定入所支援」という。)、<u>障害者総合支援法</u>第29条第1項の指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)又は<u>障害者総合支援法</u>第77条第1項若しくは第3項の規定による事業により提供されるサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用に係る料金(知事がセンターの管理を行う場合にあつては、使用料又は手数料。以下「利用料金」という。)</p>	

を納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 障害児指定通所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア [略]

イ 通所特定費用のうち児童福祉法第21条の5の18第2項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(4) 障害児指定入所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア [略]

イ 入所特定費用のうち児童福祉法第24条の12第2項の厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(5) 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 障害者自立支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービスに通常要する費用（同法第29条第1項の特定費用（以下この号において「特定費用」という。）を除く。）につき、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）

」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 障害児指定通所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア [略]

イ 通所特定費用のうち指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第24条第3項及び第61条第3項の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(4) 障害児指定入所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア [略]

イ 入所特定費用のうち指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第80号）第55条第3項の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(5) 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 障害者総合支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービスに通常要する費用（障害者総合支援法第29条第1項の特定費用（以下この号において「特定費用」という。）を除く。）につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）

<p>イ 特定費用のうち<u>障害者自立支援法第43条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準又は同法第44条第2項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>イ 特定費用のうち<u>障害者総合支援法第43条第1項及び第2項の規定により盛岡市が定めた条例に規定する指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準又は障害者総合支援法第44条第1項及び第2項の規定により盛岡市が定めた条例に規定する指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>2 (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第12項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第11項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正)</p> <p>第4条 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成5年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社会福祉施設等 社会福祉士又は介護福祉士が業務を行う施設で次に掲げるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社会福祉施設等 社会福祉士又は介護福祉士が業務を行う施設で次に掲げるものをいう。</p>

<p>ア～オ [略]</p> <p>カ <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設その他の施設で規則で定めるもの</p> <p>キ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>ア～オ [略]</p> <p>カ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設その他の施設で規則で定めるもの</p> <p>キ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第5条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（自動車取得税の課税免除）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>（自動車取得税の課税免除）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車</p> <p>(3)・(4) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第6条 岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する法第98条第1項の規定に基づき、岩手県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）第48条第1項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の6第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人以上10人以内とする。</p> <p>(不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項又は児童福祉法第56条の5の5第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第21条の5の3第2項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）、<u>第21条の5の4第2項</u>（同項に規定する政令で定める額の控除に係る部分に限る。）若しくは第21条の5の11の規定による額の決定又は同法第21条の5の12第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する法第98条第1項の規定に基づき、岩手県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）第48条第1項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の6第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人以上10人以内とする。</p> <p>(不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項又は児童福祉法第56条の5の5第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第21条の5の3第2項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）、<u>第21条の5の4第3項</u>（同項に規定する政令で定める額の控除に係る部分に限る。）若しくは第21条の5の11の規定による額の決定又は同法第21条の5の12第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第7条 障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成19年岩手県条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運用及び福祉等に係る業務に従事する者の確保並びに平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、被害を受けた居宅介護事業者等に対する支援及び被害を受けた者に対する安定した障害福祉サービス等の提供の支援を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運用及び福祉等に係る業務に従事する者の確保並びに平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、被害を受けた居宅介護事業者等に対する支援及び被害を受けた者に対する安定した障害福祉サービス等の提供の支援を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中表2の項の改正部分及び第3条中表2の項の改正部分は、平成26年4月1日から施行する。